

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策18：公的統計の体系的な整備・提供
担当部局・課室名	統計局 総務課、統計情報システム管理官 他 政策統括官（統計制度担当） 統計企画管理官、同 参事官
作成責任者名	統計局 総務課長 上田 聖 政策統括官（統計制度担当） 統計企画管理官 重里 佳宏
政策評価実施時期	令和 6 年 8 月

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策18 公的統計の体系的な整備・提供

第 1 部 政策の全体像と取組状況

政策18:公的統計の体系的な整備・提供

政策目標: better official statistics, delivered

＝我が国の中央統計機構※として、より質の高い公的統計の効率的・体系的な整備及びその有用な提供の確保を図る。

(＝中立性及び信頼性が確保された統計を適切かつ合理的な方法(集められた情報の保護を含む)により体系的に作成・整備＋広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供)

(※総務省統計局、政策統括官(統計制度担当)、統計研究研修所及び独立行政法人統計センターをいう。)

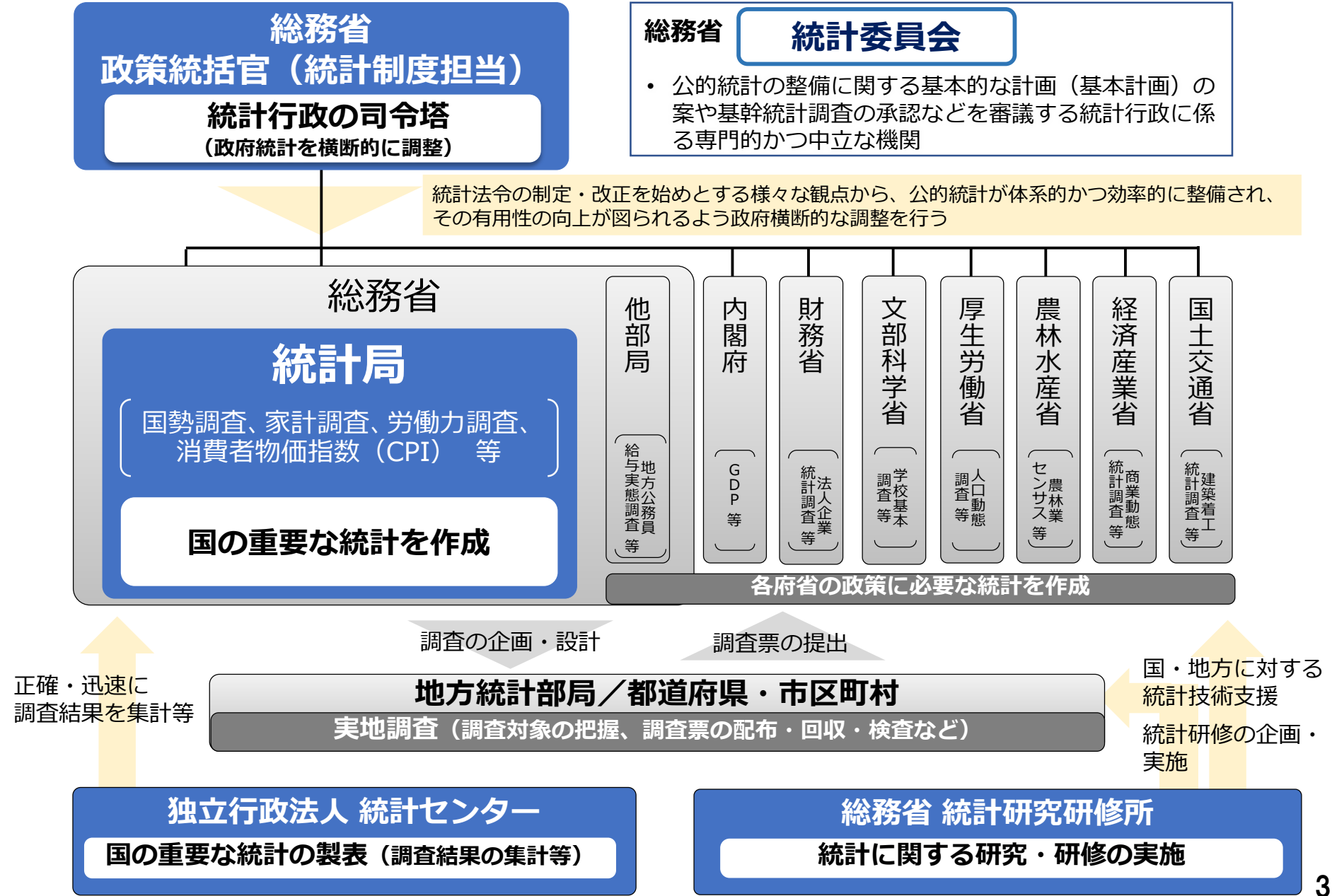
公的統計全般に係る作成・提供・利用の基盤整備

- ①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善 (⇒P 4 ～P 7 参照)
- ② 統計情報の提供の充実・高度化 (⇒P 8 ～P 9 参照)
- ③ 統計人材の確保・育成 (⇒P10参照)
- ④公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進 (⇒P11参照)
- ⑤国際統計事務の統括 (⇒P12参照)

個別の統計の効率的・体系的な整備

- ⑥中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成 (⇒P13～P15参照)
- ⑦個別の公的統計の改善 (⇒P 6 参照)

政策18: 公的統計の体系的な整備・提供
～統計局・政策統括官(統計制度担当)の機能と役割～



①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善： 統計法の全体像

- より質の高い公的統計の整備及びその有用な提供の確保を図る観点から、その作成・提供・利用に関する基本的事項を定める統計法を所管

目的 （第1条）公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与すること

基本理念 （第3条）公的統計は、

- 体系的に整備
- 適切・合理的な方法で、中立性・信頼性が確保されるよう作成
- 広く国民が容易に入手、効果的に利用できるものとして提供
- 統計作成に用いられた秘密は保護

基本計画 （第4条）

- 公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進を目的
- 閣議決定
- おおむね5年ごとに改定

公的統計の作成 （第5条～第31条）

- 基幹統計（特に重要な統計）の指定
- 統計調査作成のための統計調査の承認
- 統計調査結果の適切な公表
- 統計基準の設定

等

調査票情報等の利用・提供・保護 （第32条～第43条）

- 調査票情報の二次利用
- 学術研究のためのオーダーメイド集計
- 学術研究のためのデータの匿名化
- 個人情報の保護

等

統計委員会 （第44条～第51条）

- 13人以内の委員で構成、総務省に設置
- 総務大臣等の諮問に応じ、基本計画や基幹統計調査などについて調査審議
- 諮問によらない建議や勧告を行う機能

①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善:統計基準の設定

- 公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準を設定
- 総務大臣が、あらかじめ統計委員会の意見を聴いて定める

分類に関する統計基準

- 統計を利用する際に、例えば、作成者が異なり、作成の時期が異なっている統計間であっても、同一の分類体系が使用されていれば比較が可能
- 標準統計分類は、各種公的統計相互の比較可能性を高め、統計利用向上を図るとともに、統計調査の重複排除等国民負担の軽減を図るため、公的統計で共通に用いられることを目的として作成された分類

名 称	説 明	設定 (最終改定)
日本標準産業分類	事業所において行われる財及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を分類したもの	昭和24年10月 (令和5年7月)
疾病、傷害及び死因の統計分類	ICD（疾病及び関連保健問題に関する国際統計分類）に基づき、統計を疾病、傷害又は死因別に表示するもの	昭和26年4月 (令和6年5月)
日本標準職業分類	個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に分類しているもの	昭和35年3月 (平成21年12月)

- また、統計法上の統計基準ではないが、公的統計の整備に関する基本的な計画等を踏まえ、GDP統計の精度向上を図るための産業連関表の供給・使用表(SUT)体系への移行の基盤となる生産物分類について、令和6年(2024年)3月18日に決定(総務省政策統括官(統計制度担当)決定)し、公表した。
- 上記のほか、経済指標に関する統計基準として、以下が定められている。
 - ・ 指数の基準時に関する統計基準
 - ・ 季節調整法の適用に当たっての統計基準

①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善： 公的統計の品質確保・向上に関する主な取組

政府では、統計委員会建議「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和4年8月10日）、
「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅳ期）」（令和5年3月28日閣議決定）等を踏まえ、
「総合的品質管理」（TQM）の考え方に沿って、統計作成プロセスの中でのPDCAサイクルによる
品質改善を中心に、公的統計の総合的な品質向上に向けた取組を推進

① P D C Aの確立、統計作成プロセスの水準向上

● 各府省における調査実施後の点検・評価（事後検証）の計画的な実施

- ✓ 政府共通のガイドラインに基づき、各府省において実施計画を策定し、全ての統計調査を対象に、点検・評価（自己評価）の取組（調査実施後の検証、検証結果を踏まえた改善、点検結果の公表等）を計画的に実施

● 各府省の統計調査を対象として統計作成プロセス診断を実施

- ✓ 総務省が任用する外部の専門家（統計監理官）が、各府省の統計調査を対象に、個々の統計作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し、「要求事項」に沿って確認し、助言等を行う。全ての基幹統計調査を対象に計画的に実施

● 統計調査ごとの業務マニュアルの整備・改定

- ✓ 総務省が作成した「統計作成ガイドブック」を踏まえ、各府省において、統計調査ごとの業務マニュアルを整備・改定

● 統計作成プロセスのデジタル化の検討

- ✓ 点検・評価の結果等を踏まえて統計作成プロセスの改善等を進める際に、デジタル化を検討

② 公表数値等の誤り発見時の対応

- ✓ 公表数値等の誤り発見時の対応について、政府共通のひな形を踏まえて、府省ごとに対応ルールを策定し、ルールに沿って迅速・的確に対応（統計幹事及び統計品質管理官への報告・相談、事案の内容や影響の確認、発生原因の分析、再発防止策の検討、訂正情報の公表等）。対応結果は総務省に報告され、府省横断的に情報共有

③ 統計の品質向上のための技術的支援（中央統計機構による支援）

- ✓ 統計研究研修所に統計作成支援センターを設けるとともに、統計技術アドバイザー、統計品質アドバイザー（非常勤の専門家）を配置するなど、各府省からの相談等に対応できる体制を整備

④ その他、統計の品質管理に関連する取組

- ✓ 調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策、統計調査のデジタル化、D X化の推進 など

①統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善： ビッグデータの利活用の推進

● 公的統計の作成効率化・報告者負担の軽減のため、ビッグデータの利活用を推進

■ ビッグデータ利活用に係る実証事業 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/big_data/02toukatsu01_04000472.html)

人流データを活用して、都道府県の日本人宿泊者数について公的統計の公表に先行する形で試算

■ 「ビッグデータ連携会議」の開催 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/big_data/index.html)

各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互利活用を推進するため、ビッグデータ等の利活用方法や課題解決等について、産官学で協議

■ 「ビッグデータ・ポータル」の運用 (<https://www.e-stat.go.jp/bigdataportal/>)

様々なビッグデータやその利活用に関する情報を提供するポータルサイトとして、試行運用中
令和6年3月から一部サンプルデータの提供を開始しており、今後も提供コンテンツの拡充を予定



提供中の機能概要



ビッグデータ情報

民間企業等が保有する人流データ、POSデータ、キャッシュレスデータ等の様々なデータ情報を提供<23件>



データ利活用事例

各府省・地方公共団体・民間企業等におけるビッグデータの利活用事例を紹介<45件>



学習コンテンツ

データの利活用に関する学習サイトやコンテンツを紹介<6件>

※ <> 内は令和6年4月1日現在の掲載件数

②統計情報の提供の充実・高度化

- 各府省がそれぞれ整備していた統計関係のシステムを集約し、政府全体で共用するためのシステムとして「政府統計共同利用システム」を整備し、業務の効率化を実現。

※「政府統計共同利用システム」は平成20年度から運用を開始しており、現在は「第Ⅳ期システム」として運用中。

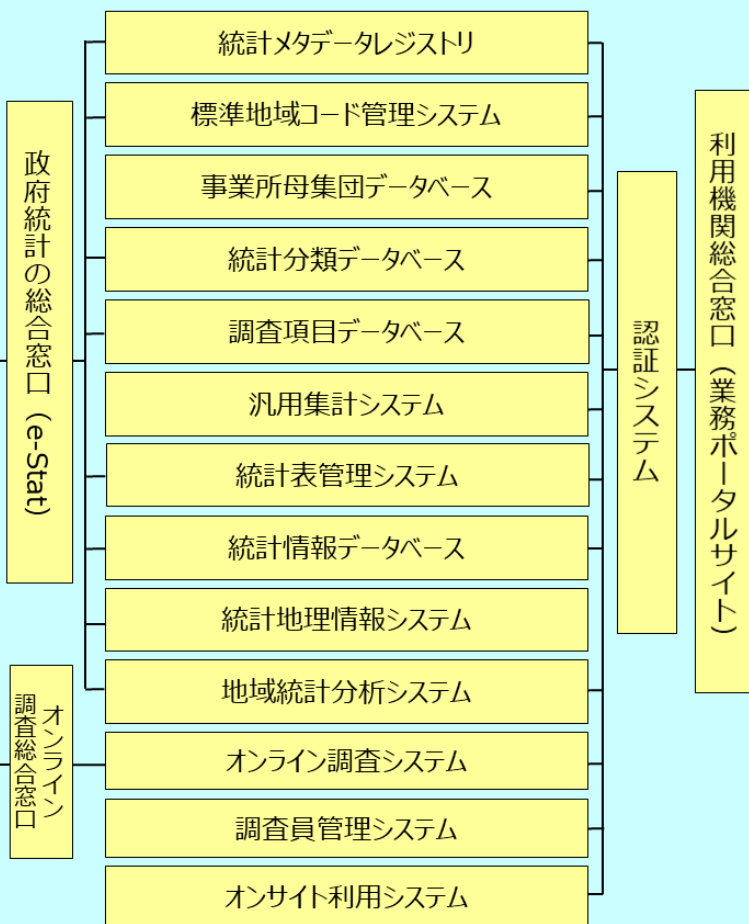
一般国民（統計利用者等）

一つのサイトで、各府省が公表する統計データをまとめて閲覧・利活用可能に

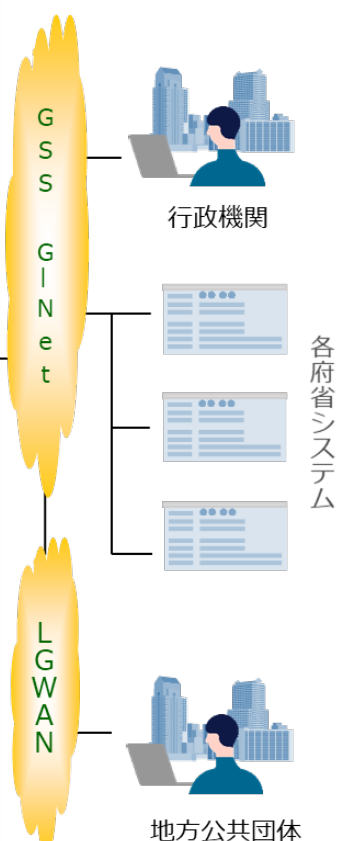
オンライン調査を推進し、調査の回答負担を軽減



政府統計共同利用システム



調査実施機関



統計作成プロセスにおける各業務について、調査実施機関は、政府統計共同利用システムを用いて調査業務の「デジタル化」等を推進

②統計情報の提供の充実・高度化

- 各府省が公表する統計データを一つにまとめ、統計データの検索や地図上への表示など統計を利用する上で、必要な機能を備えた政府統計のポータルサイト(e-Stat)を整備
※政府統計721統計約157万表を収録(令和6年3月末現在)。年間アクセス数は約1億3,000万件(令和5年度)



【統計データを探す】

e-Statの基本機能であり、目的とする統計データを探し、表・グラフの表示、ダウンロードが可能。



【統計データを活用する】

統計データをより便利に使えるよう、グラフ、地図、地域に特化した機能を提供。



【統計データの高度利用等】

統計データをより高度に利用するため、統計ミクロデータ利用案内、開発者向けの機能・情報を掲載



API 機能
統計 LOD

③統計人材の確保・育成

- 統計データの適切な利用を推進するため、統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力の向上のための取組を実施

①国家公務員・地方公務員における統計人材の育成

- オンライン研修(eラーニング形式)を活用した研修プログラムの充実を図り、幅広く受講可能な仕組みを整備。
- 双方向の演習を中心とした集合研修及びライブ配信と組み合わせることにより、効果的な統計研修を提供。

公務員向け

○いつでも、どこでも、何度でも
受講可能な研修の提供
(eラーニング形式のオンライン研修)



○演習を中心とした双方向かつ
実践的な研修の提供



○提供講座数: 令和3年度: 24講座 令和4年度: 29講座 令和5年度: 31講座
○修了者: 令和3年度: 11,390人 令和4年度: 13,542人 令和5年度: 12,041人

②データサイエンス・オンライン講座

- データサイエンス・オンライン講座の提供・充実を通じて、統計リテラシーを有した“データサイエンス力”の高い人材の育成や、統計調査に対する協力意識の醸成を図る。

一般向け

データサイエンス・オンライン講座



<入門編>

統計学の基礎や統計データ分析の基本的な知識を学ぶ

<演習編>

ビジネス上での分析事例を中心に実務的なデータ分析の手法を学ぶ

<活用編>

統計オープンデータを活用したデータ分析の基本的な知識を習得

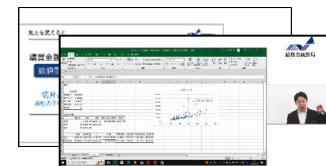
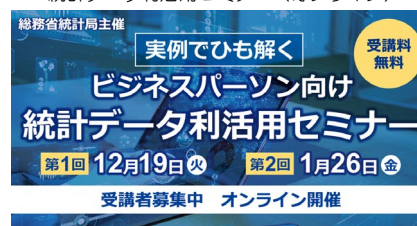
・入門編 令和3年度: 15,212人 令和4年度: 24,677人 令和5年度: 23,964人
・演習編 令和3年度: 8,041人 令和4年度: 18,933人 令和5年度: 10,944人
・活用編 令和3年度: 8,952人 令和4年度: 8,518人 令和5年度: 8,438人

③統計リテラシー向上セミナーの実施

- 企業におけるデータサイエンススキルの裾野拡大及び政府統計データへの理解増進を図り、統計リテラシーの向上を促し、企業における統計データの有効活用を推進。

民間企業向け

実例でひも解くビジネスパーソン向け
統計データ活用セミナー (オンライン)



○セミナー動画・教材を公開
(いつでも誰でも視聴が可能)

令和3年度(1回開催): 247人 令和4年度(3回開催): 542人
令和5年度(2回開催): 844人

④公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進： 第Ⅳ期公的統計基本計画(令和5年3月28日閣議決定)

- 公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進を目的として公的統計基本計画を策定(閣議決定)

1 公的統計基本計画とは

- 根拠：統計法（平成19年法律第53号）第4条
- 目的：政府全体として公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進

2 第Ⅳ期基本計画の策定・推進

- 第Ⅲ期基本計画は、令和4年度までの計画期間。公的統計をめぐる社会情勢の変化や、公的統計の整備に関する施策の取組状況等を勘案し、令和4年8月10日の統計委員会の建議も盛り込んだ第Ⅳ期基本計画（令和5年度からの5年間）を策定（令和5年3月28日閣議決定）

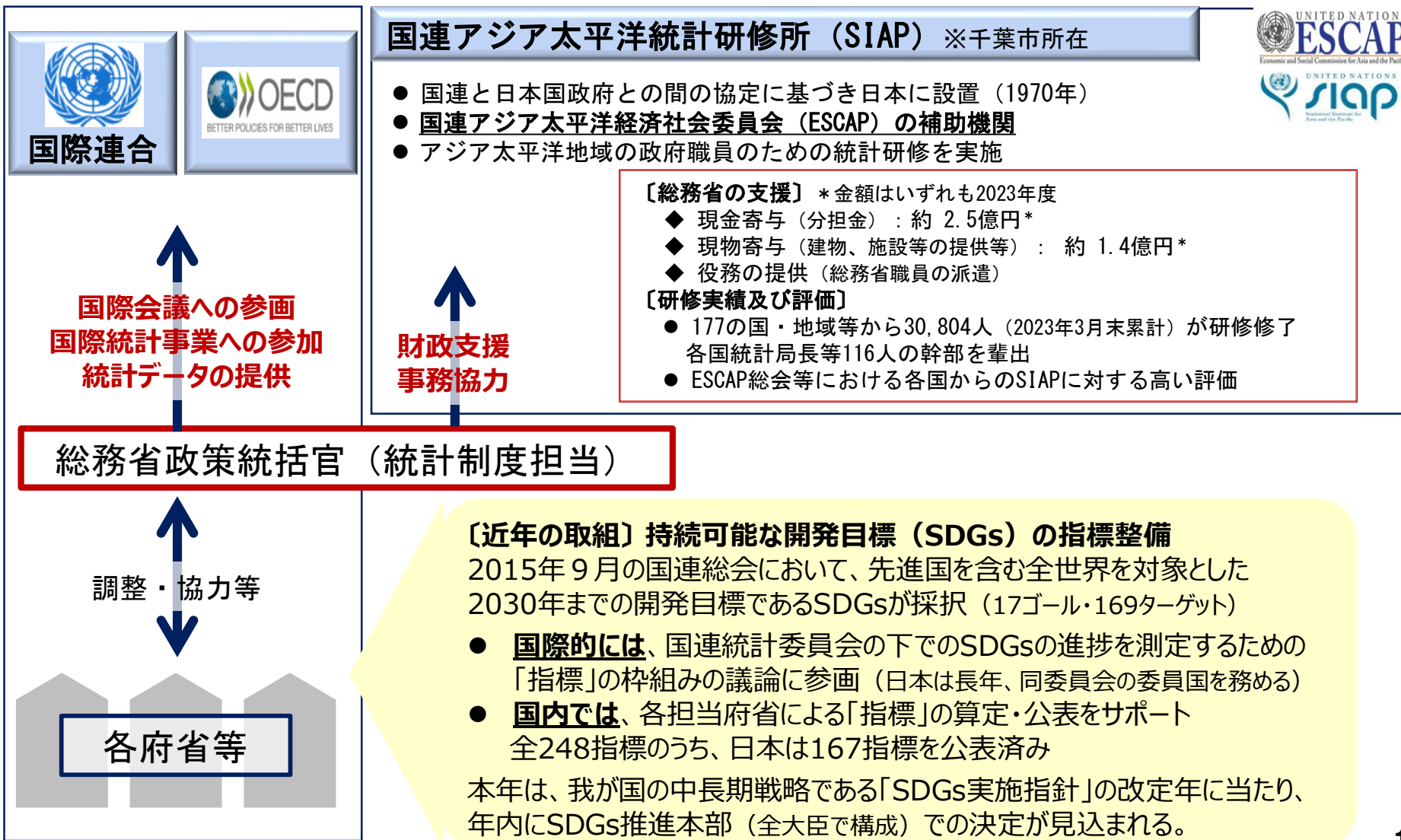
【第Ⅳ期計画の基本方針】

◎総合的な品質の高い公的統計の適時かつ確実な提供

- ・ PDCAサイクルの確立などによる統計の総合的な品質管理、専門性の高い人材の確保・育成など統計作成基盤の整備
- ・ デジタル技術を活用した集計プロセスの改善やオンライン調査の推進、多様な情報源の活用など、デジタル化の推進を通じた正確かつ効率的な統計の作成
- ・ 時代の変化やユーザーのニーズに対応した有用な統計の整備
- ・ 統計の国際比較可能性向上、国際基準策定プロセスへの関与
- ・ ユーザー視点に立った統計データの利活用促進

⑤国際統計事務の統括

- 日本における国際統計事務を統括し、国連、OECDを始めとする国際機関等での統計に関する国際的な議論への参画、統計に関する国際協力を実施



⑥中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成

- 公的統計は、全ての国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報
- 統計局では、国勢の基本に関する世帯統計や産業横断的な企業統計を作成（各府省では、所管行政に関する統計を作成）
- それぞれの統計について、社会経済情勢をよりの確に捉えたものとなるよう不断の改善をしつつ、確実な提供を実施

人口

◎ 国勢調査

日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするもの

【地方交付税の算定、都市計画の策定、衆議院選挙区割り等に活用】

◎ 人口動態調査（厚生労働省） など

労働

◎ 労働力調査

就業・不就業の状態を明らかにするもの

【景気判断、雇用政策等に活用】

◎ 毎月勤労統計調査（厚生労働省）

○ 職業安定業務統計（厚生労働省） など

事業活動

◎ 経済センサス-活動調査

全ての事業所及び企業を対象に、事業所・企業の基本的構造や経済活動の状況を明らかにするもの

【中小企業振興のための補助金分配、地方消費税の精算等に活用】

◎ 法人企業統計調査（財務省） など

（建設）

◎ 建築着工統計調査（国土交通省） など

（運輸）

◎ 港湾調査（国土交通省）

◎ 自動車輸送統計調査（国土交通省） など

（農林水産）

◎ 農林業センサス（農林水産省）

◎ 漁業センサス（農林水産省） など

物価・家計

◎ 消費者物価指数(CPI)

物価動向を明らかにするもの

【金融政策、景気判断、公的年金額の改定等に活用】

◎ 家計調査

家計収支の実態を明らかにするもの

【景気判断、社会保障政策、民間企業の企業戦略等に活用】

⑥中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成

所管統計(調査)一覧

毎月実施する経常調査

- ◎小売物価統計調査
→(消費者物価指数(CPI))
- ◎労働力調査
- ◎家計調査
- 家計消費状況調査
- 家計消費単身モニター調査
- ◎サービス産業動態統計調査

経常3調査
(総務大臣から
閣議に報告)

5年ごとに実施する大規模調査

- ◎国勢調査(令和2年)
- ◎経済センサス-基礎調査(令和6年6月実施)
- ◎ " -活動調査(注1)(令和3年)
- ◎就業構造基本調査(令和4年)
- ◎住宅・土地統計調査(令和5年)
- ◎社会生活基本調査(令和3年)
- ◎全国家計構造調査(令和6年10,11月実施予定)

毎年実施する調査

- ◎経済構造実態調査(注1、2)
- ◎個人企業経済調査
- ◎科学技術研究調査

調査によらない統計

- 人口推計(毎月)(基幹統計)
- 住民基本台帳人口移動報告(毎月)
- 消費動向指数(毎月)

(注1) 経済産業省と共管実施

(注2) 経済センサス-活動調査実施年は実施しない

◎:基幹統計調査(統計法に基づく重要統計。報告義務あり) ○:基幹統計調査以外のもの

⑥中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成

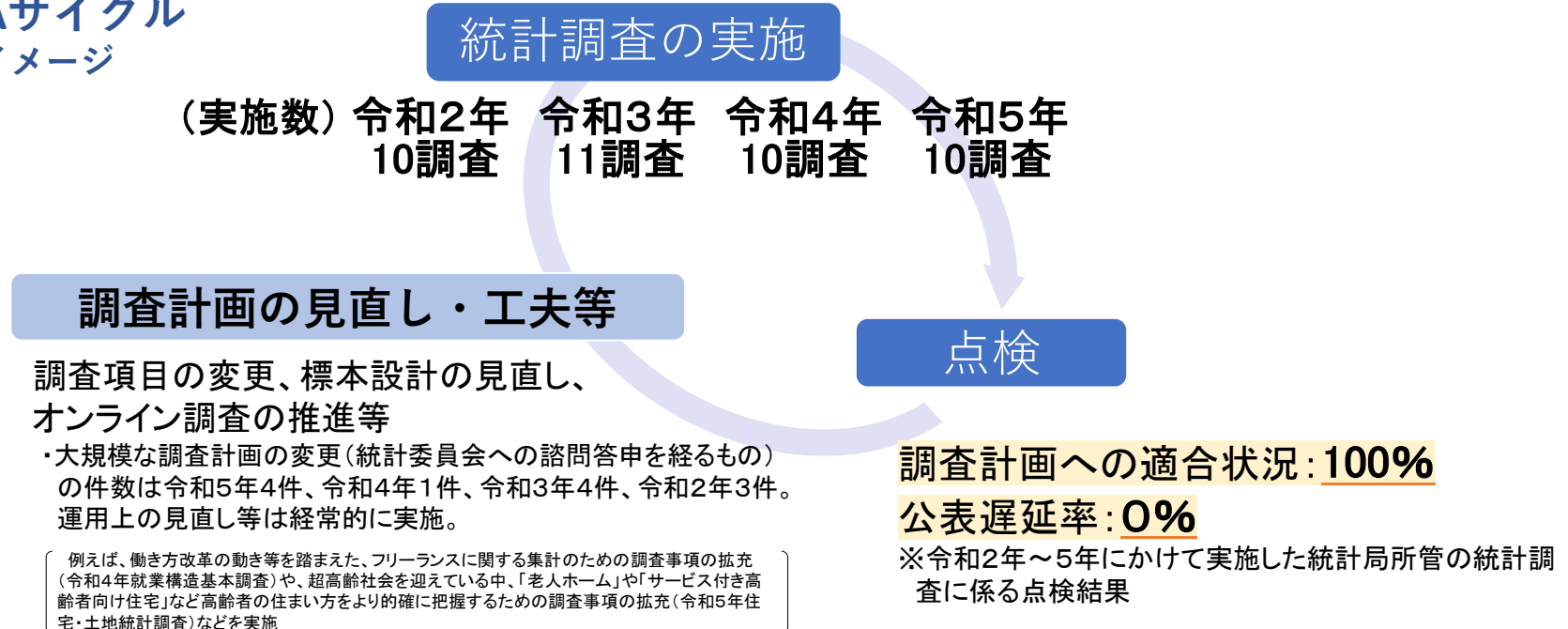
MISSION

- ・社会の重要な情報基盤として、社会経済情勢の変化に的確に対応した統計の作成
- ・個人情報保護意識の高まりや、統計調査に対する理解や協力意識の希薄化などによる調査環境の悪化への対応



調査計画の見直し・調査の運用の工夫等を随時行いつつ、
当該調査計画等に基づき確実に調査を実施・公表

PDCAサイクル イメージ



行政事業レビューシートの事業名・URL

事業名		行政事業レビューシートURL
公的統計の体系的な整備・提供		https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyoku5/kizon/kizon_r5_7-3.html
統計局		
169	統計調査の実施等事業（経常調査等）	
170	統計情報提供事業	
171	統計人材確保・育成事業	
172	統計調査の実施等事業（周期調査）	
政策統括官（統計制度担当）		
173	産業連関表作成事業	
174	国際比較プログラム参加事業	
175	統計調査員対策事業	
176	統計調査の環境改善のための普及啓発活動事業	
177	公的統計基本計画推進事業	
178	国際機関等拠出金	
179	統計専任職員配置事業	
180	国連アジア太平洋統計研修所運営事業	

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策18 公的統計の体系的な整備・提供

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

①ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進(目的・課題)

事業の目的

ビッグデータ等の利活用により、公的統計の作成効率化・報告者負担の軽減、統計調査では困難な早期の統計作成・公表や経済社会の実態把握を推進するとともに、これらを通じ、効果的かつ効率的な行政の推進を図ること

背景

- 国民の意思決定やEBPMを支える基礎である公的統計は、統計調査によって作成されるもの（調査統計）が中心であるが、統計調査は報告者に回答負担を課すものであるとともに、調査票回収・集計作業を経て統計が利用可能となるまで一定の時間を要するといった制約がある。
- 他方、近年のデジタル技術の進展に伴い、民間企業が保有する各種のビッグデータ等の有用性が高まっており、これらを公的統計に有効に活用することにより、以下の効果が期待されている。
 - ✓ 調査業務・集計業務の一部をビッグデータ等で代替することによる、**公的統計の作成効率化・精度向上 及び 統計調査の報告者負担軽減**
 - ✓ **調査統計より早期の統計作成・公表**、統計調査では取得できない大量のデータ利用による**経済社会の詳細な実態把握**

目的の達成に向けた課題

- 既存の公的統計（の一部）をビッグデータで代替するためには、ビッグデータ特性（偏りやノイズ、公的統計との整合性など）の十分な把握、安定的・継続的な入手方法の確立、処理を行うためのシステム面・体制面の整備など、多くの困難の解決が必要
- そのため、各府省における取組をサポートする観点から様々な試行的な取組を積み重ね、各府省におけるビッグデータの活用の裾野を広げていくことが必要
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。令和5年3月28日最終改正）を受け、事業開始からおおむね5年が経過。これまでの取組を振り返り、必要な見直しを図りながら、引き続き取組を推進・強化していくことが必要【テーマ選定理由】

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進(具体的取組)

具体的取組と効果

※【 】内は、指標/各年度実績（*については令和5年度までの累積）

アクティビティ

ビッグデータ利活用に係る実証研究等の実施

- ビッグデータ等の特性を踏まえた統計業務への利活用可能性を総務省（政策統括官室）で把握・検証
 - ✓ 人流データの特性の分析、宿泊者数に関する先行指標開発の研究（H30年度～）
 - ✓ これまで未作成のSDGグローバル指標を人工衛星データを用いて作成し、その精度や有効性について検証（R2～3年度）等
- その成果を「ビッグデータ連携会議」等を通じ各府省に共有（H30年度～）

ビッグデータ・ポータル運営

- データ保有者と潜在的な利用者等をマッチングするため、ポータルサイトの試行運用を開始（R5.1.31～）
- 各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータ等の利活用に関する情報を各府省等に共有

アウトプット

- ビッグデータの活用の検討
【活用件数/2件*】

- ビッグデータ利活用に係る実証研究
【研究件数/1件*】

- 連携会議の開催
【会議開催件数/R3:5回、R4:2回、R5:2回】

- ビッグデータ情報の掲載
【新規掲載件数/R4:15件、R5:12件】

- ビッグデータの活用事例の掲載
【新規掲載件数/R4:28件、R5:21件】

短期アウトカム

- 利活用上の課題の解決に向けた情報等の共有を通じ、各府省でビッグデータを活用した試行的な取組を実施

【各府省での活用件数/R3:5件、R4:6件、R5:6件】

【各府省での検討件数/R5:5件】

- 所在情報や活用事例等の提供を通じ、各府省等でビッグデータの活用を検討

【アクセス件数/R4:3,009件、R5:30,249件】

中期アウトカム

- 公的統計の作成におけるビッグデータ等の利活用の推進
- 公的統計の作成効率化・報告者負担の軽減の推進
- 公的統計の活用やビッグデータ等を活用した統計的分析などを通じたEBPMの推進

<目標>

ビッグデータ等の活用を検討又は経常的に活用している公的統計等の数の増加

長期アウトカム

- 早期の統計作成・公表や経済社会の実態把握の充実など公的統計の質向上
- 効果的・効率的な行政の推進
- 社会における合理的な意思決定の推進

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進(効果検証・課題認識)

事業の効果検証と課題認識

- これまで、実証研究における知見の蓄積や、連携会議やポータル等を通じた各府省等への情報提供を推進・展開
- こうした中、ポータルのアクセス件数が増える一方で、【中長期アウトカム】につながっていく「各府省等におけるビッグデータの利活用の試行・検討」【短期アウトカム】が全体的になかなか進んでいない現状
これには、ビッグデータの利活用には一定の知識・能力や体制面の整備等を要するものであるところ、その前提となる各府省・各部局等における統計の作成・利用状況やビッグデータの利活用可能性に関する認識、業務体制等の事情がまちまちであることも踏まえると、以下の要因が考えられるのではないかと

① 現状のアクティビティが、「ビッグデータ利活用による統計作成やEBPM推進」【中長期アウトカム】につながる（と各府省が感じられる）ものとなっていないのではないか

アクティビティの課題

ビッグデータ利活用に係る実証研究等の実施

- ビッグデータを活用した新指標を総務省が自ら作成することが中心
 - 成果を会議で一様に共有
- ↓
- 各府省において応用が利くような実践的な研究になっていないのではないか
 - 各府省の個別の実情に応じた情報提供になっていないのではないか

ビッグデータ・ポータルの運営

- これまで、ビッグデータ情報のひとまずの数集めに注力
 - ポータルサイトへの掲載のみでそれ以上の個別の情報提供は行っていない
- ↓
- 各府省に参考となるコンテンツが少ないのではないか
 - 必要な府省・部局に情報が届いていないのではないか

② 「ビッグデータを活用した検討・試行」【短期アウトカム】の現状を的確に把握できていないのではないか

指標の課題

- 各府省での活用・検討件数【短期アウトカム指標】は、各府省の統計担当部局への照会を元に把握
- ↓
- いわゆる政策部局における政策分析等の試行については、必ずしも十分に把握できていないのではないか

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進(今後の方向性)

今後の取組の方向性

- ビッグデータを活用した指標の開発や分析を始め、各府省等における具体的な統計や政策立案の改善につながるよう、個別ニーズにより即した施策を効果的に展開する観点から、以下の取組にチャレンジしていく。

役立つ情報へ

ビッグデータ利活用に係る実証研究等の実施

- ✓ 各府省の現状・要望を踏まえ、共同で研究を行うなどにより、データの入手から活用までのノウハウを含めた、より実践的な研究を行う。



プッシュ型へ

- ✓ 総務省（政策統括官室）の通常業務を通じて得られた公的統計に係る情報も有効に活用し、潜在的な利活用ニーズを掘り起こす。
- ✓ 各府省のEBPM推進を支援している総務省行政評価局等の協力も得て、該当府省・部局の政策立案に生かせるようなデータの取り方の工夫も含め、ビッグデータの利活用を能動的に提案する。

ビッグデータ・ポータル運営

- ✓ 各府省等における利活用事例、特に政策立案の改善や行政コストの低減等の効果を上げた事例を掲載・充実するなど、掲載コンテンツの編成を見直す。



- ✓ コンテンツ掲載企業から、自社データの公的統計やEBPMへの利活用に係る提案・情報を把握し、当該統計や政策の所管府省へと橋渡しすることにより、データ保有者と潜在的利用者のマッチング率を高める。

- 上記取組の推進と併せて、政策部局も含めた各府省でのビッグデータ利活用の取組の現状をよりの確に把握し、効果の波及状況をウオッチしていく。

令和 6 年度 主要な政策に係る評価書

政策18 公的統計の体系的な整備・提供

第 2 部 特に注力する／改善を図る事業等

②統計情報の提供の充実・高度化

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

事業の目的

統計調査等業務における中核システムである「政府統計共同利用システム」を整備・運用することにより、便利で使いやすい統計情報の利用環境を国民等に提供することを目的とする。

取組の背景・テーマ選定理由

- 近年、限られた資源を有効に活用し、国民に信頼される行政を展開するため、政策部門が統計データ等を活用して、証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進することが求められており、データの価値は官民間問わず非常に重要なものとなってきた。
- 「政府統計共同利用システム」は、統計調査の企画から公表・提供に至るまでの各工程で使用する複数のサブシステムを有する公的統計の作成・提供を支える基盤であり、各府省のデータを整備。
- デジタル化が急速に進展する中、公的統計の品質改善等を図る観点からも、「政府統計共同利用システム」を通じて、統計作成プロセスのデジタル化を推進することが求められている。
- 同システム内の、各府省の統計データをワンストップで提供するポータルサイトである「政府統計の総合窓口」(e-Stat)は、利用者から使い勝手の向上を求められているほか、データベース形式での統計データの提供の拡充や新たなデータの可視化(統計データのビジュアライゼーション)の実現等、より多くのユーザーによる効果的な統計利活用の推進を図っていく必要がある。

令和10年1月の次期システムの運用開始を見据え、この間、システム更改・機能拡充を通じて更なる統計情報の提供の充実・高度化を図ることで、社会全体における統計データの利活用を推進する。

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

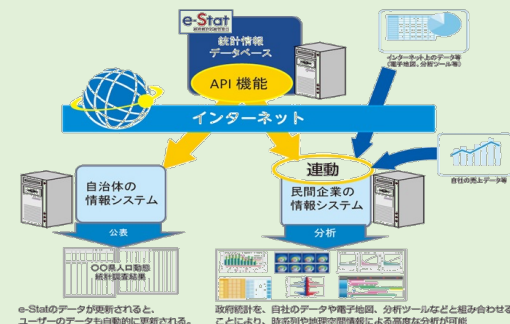
これまでの取組

①ユーザー意見を踏まえたシステム改修(UI/UXの改善)

- 欲しい情報にたどり着くのに時間がかかる(直感的に検索ができない)との指摘を踏まえ、検索性を向上(キーワード検索の改善)させるためのシステム改修を実施
- 有識者(大学教授等)から、検索結果データのURLを第三者へ提供するために、URLを短く分かりやすくしてほしいとの要望を受け、統計表掲載ページの参照URLの取得機能の追加

②API機能の実装

- e-Statにおいて、API機能を追加し、機械判読に適した形式でデータベース化された統計データを利用した高度な利用環境の構築を実現
- 統計ユーザーは、API機能を利用し、自身が開発したプログラム等から、インターネットを通じて直接データを取得することができ、ユーザーの持つ他のデータや分析ツール等と組み合わせた高度な分析が可能となる。



<機械判読に適した形式のイメージ>

機械判読が不可能 印刷や目視が前提

年次	東京都	出荷本数 括弧は前年度
平成 30 年	1,000	256 (118)
31	2,000	330 (301)
令和 2 年	3,000	13 (33)
3	4,000	409 (398)

例 2・3 例 4

例 1: 文字間のスペース挿入
→「東京都」では検索不可能

例 2: 記載の省略
→検索や並べ替え不可能

例 3: 和暦のみの表示
→元号をまたいだ連続性が
なくなり、並べ替え不可能

例 4: 1セルに複数値
→文字列として認識、計算不能

機械判読が可能 プログラムの利用が前提

年次 (西暦)	年次	東京都	出荷本数	出荷本数 前年度
2018	平成 30 年	1000	256	118
2019	平成 31 年	2000	330	301
2020	令和 2 年	3000	13	33
2021	令和 3 年	4000	409	398

更なる「統計情報の提供の充実・高度化」を進めていくためには、機械判読に適しており、かつ他のデータとの連携・応用的な利用が可能である「データベース形式の統計データ」を増やしていくことが課題

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

効果発現経路

<アクティビティ>

「政府統計の
総合窓口」
(e-Stat)の
利便性向上※

<アウトプット>

e-Statの利便性
向上(システム改修)

活動指標:
e-Statの利便性
向上に係るシス
テム改修等の進捗率

<短期アウトカム>

e-Statの統計表及びDB化
した統計表の利用件数の増加
(令和5年度に4,712万件以上)

成果指標:
e-Statから利用可能な統計
表及びDB化した統計表の
利用件数

<中期アウトカム>

e-Statの統計データの
利用件数の増加
(令和9年度までに15,000万件以上)
令和5年度実績:13,446万件

成果指標:
e-Stat統計データの利用件数
(API機能による利用含む)

<長期アウトカム>

便利で使いやすい
統計情報の利用環境
を国民等に提供

※ 検索性向上(キーワード検
索改善)の改修や統計表掲
載ページの参照URLの取
得機能の追加などUI/UX
の改善に係る改修を実施

◆ e-Statの利便性向上に係る
システム改修等の進捗率

令和4年度:28.6%
令和5年度:100%

⇒令和5年度末までに目標達成。

◆ e-Statから利用可能な統計表
及びデータベース化した統計表の
利用件数

令和2年度:3,465万件
令和3年度:4,423万件
令和4年度:4,650万件
令和5年度:4,279万件

⇒着実に増加傾向は続いているが、
近年利用件数は伸び悩み傾向が
見られる。

◆ e-Stat統計データの利用件数
(API機能による利用含む)

⇒令和6年度に目標値の見直しを実施。

〔e-StatのAPI機能を活用する外部サイトにお
いて、API機能によるデータ取得方法が変更さ
れた影響を強く受けた。
そのため、影響を強く受けた外部サイトその
他の特徴的なAPIアクティビティについて、利用
件数のカウントの仕方を適正化した上で、今後の
推移を勘案して目標値を設定。〕

e-Statの統計表等の利用件数は、運用開始以降着実に増加傾向は続いているものの、従来のEXCEL形式等の統計表を中心とした利用件数は近年伸び悩んでいる。更なる利活用の拡大(利用件数の増加)を目指すためには、従来の利用者層にとどまらず、より多くの潜在的なユーザーによる効果的な統計利活用の推進を図っていくことや、API機能による利用等を拡大していく必要があるものと考えられる。

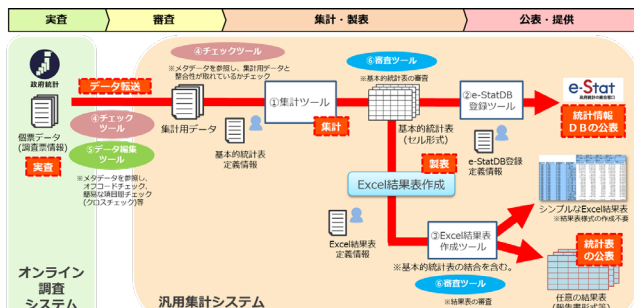
テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

今後の方向性・工夫点

汎用集計システムを活用した統計表のデータベース化促進

各府省の限られた業務リソースの中で、ファイル形式の統計表作成が優先されてしまっていることで、最も機械判読に適しているデータベース化された統計データが少ないことが現状課題となっている。

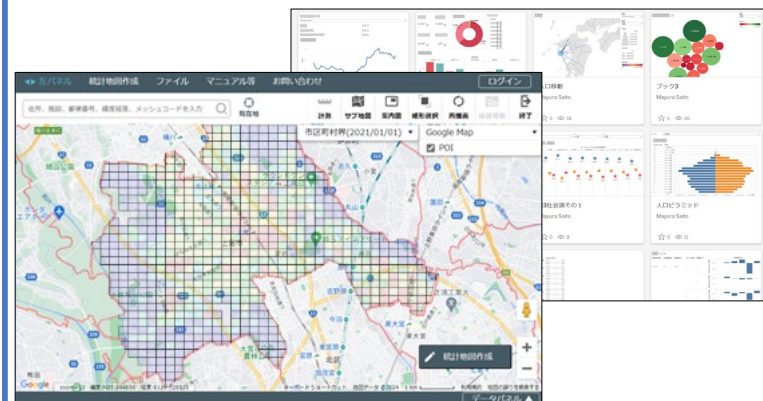
新たに政府統計共同利用システムに構築した汎用集計システムを最大限に活用し、データベース形式の統計データの作成・登録を自動化するなど、中央統計機構による支援の下に、各府省における統計作成プロセスを効率化することで、データベース化を促進し、統計データの提供の高度化を推進する。



統計データのビジュアライゼーション

政府統計は統計表・データベース形式でのデータ提供が中心となっているが、従来の利用者層を超えた統計データの利活用を推進するためには、新たなデータの可視化(ビジュアライゼーション)の実現が強く求められている。

統計が持つ「面白さ」「意味するところ」を分かりやすく伝えることを目的として、政府統計の総合窓口(e-Stat)のデータベース化された統計データを活用し、既存の地図で見る統計(jSTAT MAP)機能拡充も含め、統計データのビジュアライゼーションを推進する。



政府統計共同利用システムの更改

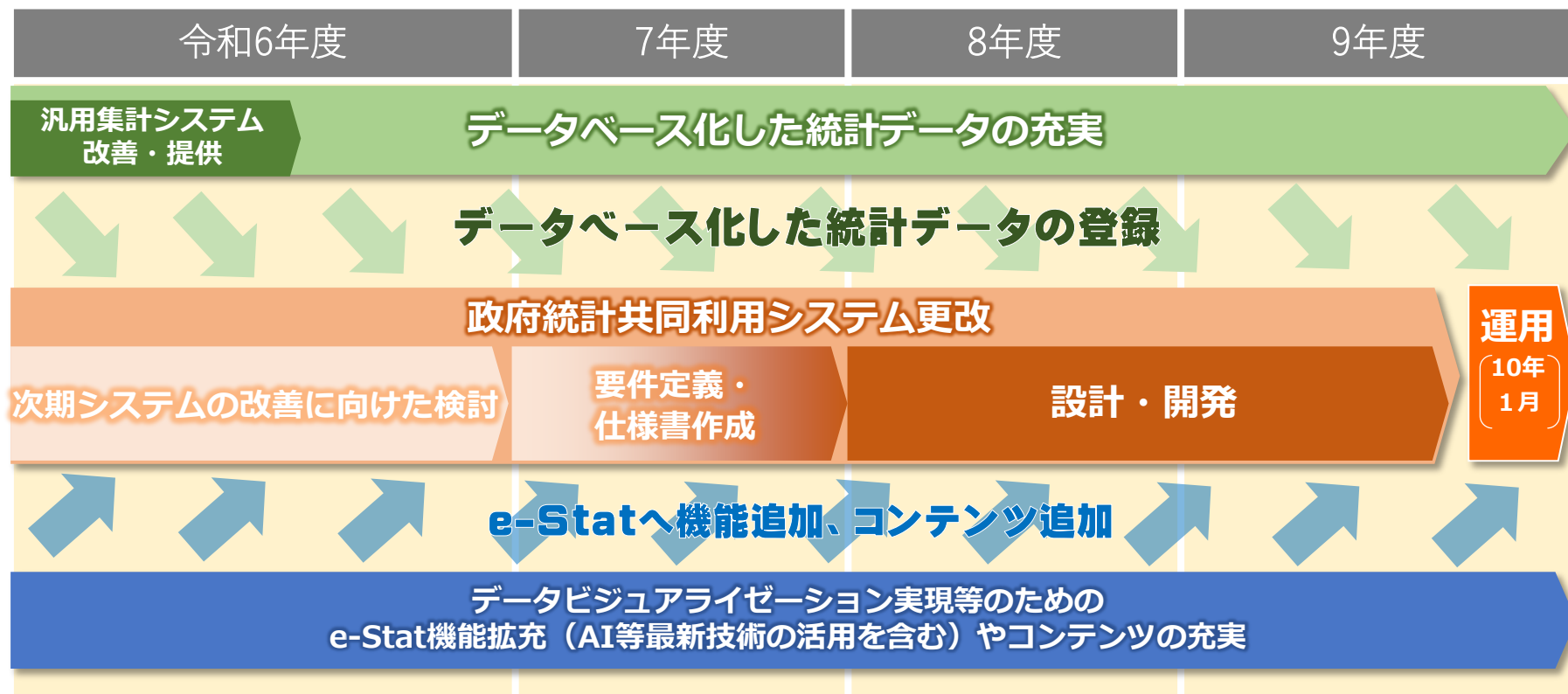
令和10年1月に予定されている次期政府統計共同利用システムの運用開始に向け、様々なユーザーからの意見聴取などにより、現状の課題について適切に整理する。

整理した課題と基本計画で掲げられている統計データの利活用の推進等の課題に対する解決策として、今年度実施するAI技術等の活用に関する調査研究の結果等も踏まえ、最新技術の導入による各サブシステムの機能改善・利便性向上の検討を適切に実施し、円滑な次期システムの整備を実現する。

これらの施策により、更なる統計情報の提供の充実・高度化を図り、社会全体における統計データの利活用を推進することで、**データドリブン社会の基盤づくりに寄与**

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

スケジュール



今年度から政府統計共同利用システムの更改に向けた作業やe-Statの機能拡充を実施するなど、令和10年1月の次期システムの運用開始に向け、**継続的に統計情報の提供の充実・高度化を推進**